

討されるため、判決後にこの社会調査が行われる。

4) 犯罪被害者支援のような民間ボランティア団体による組織的支援

これは、イギリスなどで民間の犯罪被害者支援組織が、犯罪が発生した時点から警察、検察、裁判所と協力して犯罪被害者の支援（相談、情報提供、公判への付き添いなど）を行っている活動を、犯罪者として検挙された高齢者・障害者などに応用するものである。海外でも、台湾など知的障害者の親の会などが、刑事司法機関に関わるようになった触法知的障害者に対する組織的な支援を行っている例がある。これを実施するためには、警察などの刑事司法機関と民間組織とのシステム化された連携が不可欠である。

F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

なし

別紙－1

更生保護法人 各位

龍谷大学法科大学院教授 浜井浩一

触法高齢者・障害者への処遇に関する調査について（ご依頼）

私は、厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（※）の研究分担者である、龍谷大学法科大学院の浜井と申します。

本研究の一環で、全国の更生保護法人の運営される更生保護施設に、触法高齢者・障害者の更生保護処遇について、実態や課題と考えられること等を調査したく考えております。

ご多用のことと存じますが、本研究の趣旨をご理解頂き、ご協力の程をお願い申し上げます。

※課題番号：H21-障害-一般-001，研究代表者：社会福祉法人南高愛隣会理事長 田島良昭

【調査結果の処理】

この調査の内容は、個人情報に配慮して処理を行います。またこの調査紙は本研究の目的のみに用います。

【調査の回答方法】

選択肢のある質問については、該当する記号をお選び頂き、回答欄に記号でお答えください。記述式の質問は、回答欄へ自由にお書き下さい。

【用語の定義】

ここでいう「触法高齢者」「触法障害者」については、次の通りとします。

- ・触法高齢者 … 65歳以上の被保護者をいいます。
- ・触法障害者 … 専門機関等による知能検査の結果で知的障害との判定を受けている被保護者のほか、面接所見の結果、知的障害・軽度発達障害が予想される被保護者も含みます。なお、知的障害を伴わない精神障害者（統合失調症・うつ病・覚せい剤精神疾患、人格障害など）は除きます。

☆本調査に関するお問合せは以下にお願い致します。

古川 隆司（追手門学院大学社会学部・准教授）

〒567-8502 大阪府茨木市西安威2丁目1-15

電話 072-641-9596

メール furukawa@res.otemon.ac.jp

1. 触法高齢者の受け入れについて

問1 過去10年の間で、運営される更生保護施設で、触法高齢者を受け入れたことはありますか。いずれかの□にvを入れて下さい。

- 0 ある 1 ない

<問2と問3は、問1で「ない」と答えた方のみお答えください>

問2 受け入れなかった理由についてお教え下さい。以下の選択肢から該当するもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 少年を対象としているから
1 雇用が決まる見込みが乏しいから
2 専門的な処遇が行えないから
3 専門機関等の協力が得られないから
4 その他（自由にお書き下さい）

問3 受け入れ打診があった場合、どのような理由で断られましたか。以下の選択肢から該当するもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 少年を対象としているから
1 雇用が決まる見込みが乏しいから
2 専門的な処遇が行えないから
3 専門機関等の協力が得られないから
4 空きがなかったため
5 その他（自由にお書き下さい）

<問4～7は、問1で「ある」と答えた方のみお答えください>

問4 どのような形で触法高齢者を受け入れましたか。以下の選択肢から該当するものを選び□にvを入れて下さい（複数選択可）。

- 0 刑事施設から（中間処遇を除く）
1 更生緊急保護として
2 長期受刑者の中間処遇として
3 市町村から
4 警察から
5 その他（自由にお書き下さい）

問5 触法高齢者の受け入れに対してどのような点を検討されましたか。以下の選択肢から該当するもの3つ以内を選び□にvを入れて下さい。

- 0 年齢 6 疾患や障害状態
1 犯歴 7 所持金の有無
2 刑事施設での処遇状況 8 年金など社会保険の加入状況
3 帰住先・身元引受先の有無 9 その他（自由にお書き下さい）
4 職業経験
5 本人の就労意欲

問6 触法高齢者の処遇で考慮するのはどのような点ですか。以下の選択肢から該当するものを選び□にvを入れて下さい（2つ以内を選択）。

- 1 就労について
2 年金など社会保険の加入について
3 帰住先・身元引受先との調整
4 疾患や障害状態について
5 福祉事務所や老人ホームとの調整
6 その他（自由にお書き下さい）

問7 触法高齢者を処遇され、課題と考えられたことはどんなことがありますか。自由にお書き下さい。

II. 触法障害者の受け入れについて

問8 過去10年の間で、運営される更生保護施設で、触法障害者を受け入れたことはありますか。いずれかの□にvを入れて下さい。

- 0 ある
- 1 ない

<問9と問10は、問8で「ない」と答えた方のみお答えください>

問9 受け入れなかった理由についてお教え下さい。以下の選択肢から該当するもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 少年を対象としているから
- 1 雇用が決まる見込みが乏しいから
- 2 専門的な処遇が行えないから
- 3 専門機関等の協力が得られないから
- 4 その他（自由にお書き下さい）

問10 受け入れ打診があった場合、どのような理由で断られましたか。以下の選択肢から該当するもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 少年を対象としているから
- 1 雇用が決まる見込みが乏しいから
- 2 専門的な処遇が行えないから
- 3 専門機関等の協力が得られないから
- 4 空きがなかったため
- 5 その他（自由にお書き下さい）

<問11～14は、問8で「ある」と答えた方のみお答えください>

問11 どのような形で触法高齢者を受け入れましたか。以下の選択肢から該当するものを選び□にvを入れて下さい。

(複数選択可)

- 0 刑事施設から（中間処遇を除く）
- 1 更生緊急保護として
- 2 長期受刑者の中間処遇として
- 3 市町村から
- 4 警察から
- 5 その他（自由にお書き下さい）

(3) 上の他、職務について期待されることはありますか。自由にお書き下さい。

問 17 触法高齢者・障害者の処遇について、福祉関係者との連携について伺います。

(1) 福祉との連携への意向について、以下の選択肢から該当する程度を一つ選び、□にvを入れて下さい。

- 0 一層必要である
- 1 対象によって必要である
- 2 限定的に必要である（福祉・介護サービスの利用など）
- 3 あまり必要ない
- 4 まったく必要ない

(2) 福祉関係者との連携について課題と考えることはどのようなことですか。以下の選択肢から該当するものを3つ以内で選び、□にvを入れて下さい。

- 0 福祉制度の紹介・斡旋
- 1 福祉関係者とのチームによる処遇
- 2 福祉関係者からの助言
- 3 円満退所に向けた受け皿の確保
- 4 更生保護・福祉の考え方の理解
- 5 被保護者の人権に対する理解
- 6 施設の運営方針に対する理解
- 7 その他（自由にお書き下さい）

<問 18は問 17 (1) で「一層必要」「対象により必要」「限定的に必要」と答えた方のみお答えください。>

問 18 今後どのような点で福祉関係者との連携を進める必要があると考えますか。自由にお書き下さい。

問 19 平成 21 年度から都道府県で地域生活定着支援センターが開設されはじめました。地域生活定着支援センターについて伺います。

(1) 貴施設の所在する都道府県では地域生活定着支援センターは開設されましたか。次の選択肢のうち一つを選び、□にvを入れてください。

- 0 開設された
- 1 開設準備中である
- 2 まだ開設されていない

(2) (1)で「開設された」と回答された方にお尋ねします。処遇についてセンターとの連携をどのように評価されますか。次の選択肢のうちあてはまるもの一つを選び□にvを入れてください。

- 0 うまく連携できていると思う
- 1 まあまあ連携できていると思う
- 2 まだ連携がうまくいっていないと思う
- 3 まったく連携ができていないと思う
- 4 わからない

(3) センターの開設にあたって課題であると考えられることはどのような点ですか。次の選択肢のうちあてはまるもの3つ以内を選び□にvを入れてください。

- 0 都道府県の理解や協力
- 1 市町村の理解や協力
- 2 社会福祉施設・団体の協力
- 3 地域住民の協力
- 4 BBS や保護司会など更生保護団体の協力
- 5 更生保護施設の協力
- 6 財政面の安定
- 7 情報の共有
- 8 その他（自由にお書き下さい）

問20 触法高齢者・触法障害者の更生保護について、考えや思いについて自由にお書き下さい。

問21 更生保護施設の勤務について伺います。差支えない範囲でお答えください。

(1) 給与についての満足度として、次の選択肢のうちあてはまるもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 満足している
- 1 まあ満足している
- 2 不満である

(2) 待遇についての満足度として、次の選択肢のうちあてはまるもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 満足している
- 1 まあ満足している
- 2 不満である

(3) 雇用条件についての満足度として、次の選択肢のうちあてはまるもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 満足している
- 1 まあ満足している
- 2 不満である

(4) 職員の意欲として、次の選択肢のうちあてはまるもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 大いに意欲があると思う
- 1 まあ意欲があると思う
- 2 意欲がやや乏しいと思う
- 3 意欲が乏しいと思う

(5) 更生保護施設の運営に対するお考え・感想があれば自由にお書き下さい。

最後に回答頂いた貴職について伺います。職種と経験年数・性別をお教えてください。

職種（ ），経験年数（ 年），性別（ 男・女 ）

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。本調査用紙を返信用封筒にいれて、返信くださいますようお願い致します。

触法高齢者・障害者の受け入れ経験がある
更生保護施設職員へのインタビュー調査(案)

研究協力者 古川隆司
(追手門学院大学)

1. 調査の概要

触法高齢者・障害者を受け入れた経験のある更生保護施設の職員を対象として、触法高齢者・障害者の処遇に対する意向をインタビューにより明らかとするため、面接方式で調査を実施する。また社会福祉職がいる場合は、あわせて実施する。

なお中間処遇を実施した経験のある施設についても触法高齢者を受け入れた経験があると考えられるため、対象として依頼を行う。

おおむね10名程度を対象として調査を実施する。なお結果は、録音したデータを書き起こしてテキストデータにし、コード化を行ってグラウンデッドセオリーアプローチにもとづいて職員の意向を「現状認識」→「処遇・支援プロセスに対する問題意識」→「課題」の順に構造化してまとめる。

2. 方法

同意を得た職員について半構造的な聞き取り調査を行い、処遇に対する考えや工夫している事や苦勞している事、課題と考えている事について質問に回答してもらう形で進める。

3. 内容

- (1) 受け入れたケースに対して行った処遇の過程
- (2) 処遇にあたり考慮したこと
- (3) 処遇の中で困ったこと
- (4) 処遇に対して課題と考えること

4. 実施計画

2009(平成21)年10～12月 調査の協力依頼

2010(平成22)年1～2月 調査

3月 調査結果のとりまとめ、報告書作成

高齢・障害を持つ被告人等に対するイタリア刑事司法の対応

Angela Patrignani

&

Francesca Bosco

(要旨：浜井浩一)

UNICRI (United Nations Interregional Crime and Justice Research Institute)

at

Turin, Italy

刑罰の目的と運用

イタリア憲法第 27 条に、推定無罪の原則とともに、刑罰は人道的なものでなくてはならず、更生を目的とすることが明記されている。そして、この原則の次に死刑を認めないという項目が来る。

この原則に従って、刑罰が運用されている。つまり、イタリアでは、裁判所が決定した刑罰の執行を行うに当たって、どのような形態の執行が適切かを判断する仕組みが刑事司法手続の中に組み込まれている。イタリアでは 3 年以内の拘禁刑が言い渡された場合、刑の執行は 30 日間猶予され、その間に、刑務所への拘禁の代替刑(刑の執行をどこで行うか)が検討される。この検討は、本人がリクエストすることができる。

代替刑は、刑を言い渡した裁判所ではなく、裁判官も構成メンバーである(刑執行)審判所(tribunal)が行う。代替刑はあくまでも本人の更生のために刑の執行形態を変更するものとされている。たとえば日本の刑法 39 条による責任能力に当たるものは判決段階で適用され、その場合には、ある種の保安処分の対象となる。

代替刑の種類(本プロジェクトに関係するもの)

①保護観察(Affidamento in prova al servizio sociale)

保護観察を適用するかどうかは、本人やソーシャル・サービスの作成する(判決後)調査に基づいて審判所が決定する。裁判所が言い渡した拘禁期間の間、ソーシャル・サービスの指導・保護下に入り、各種プログラムを受ける。ソーシャル・ワーカーは日本の保護観察官と異なり、法執行官としての役割は担わない。ソーシャル・ワーカーは生活保護等の手続をとることはあるが、引致状を執行したりはしない。

②自宅拘禁(Detenzione domiciliare)

保護観察とは異なり、更生を目的とするというよりは、高齢者や知的障害者を含む精神障害者等、心身の状況から刑務所に拘禁することが適当でないと判断された者に適用される。高齢者の場合には、60 歳以上で部分的でも(刑務所での処遇が適切でない程度に)心身に障害のある者が対象となる。このカテゴリーに含まれるものについては、特別な重大犯罪や組織犯罪を除き、刑期の長さ(3 年以上でも)に関係なく適用される。自宅拘禁という名称であるが、拘禁の場所は、自宅に限らず刑務所以外の公的なケア施設の場合もある。ただし、民間の施設に収容されることはない。累犯者も状況によっては対象となり得る。

ソーシャル・サービスの役割

イタリアでは、CASSA(Center of Social Services for Adults)と呼ばれる組織が矯正局内に存在し、ここが、刑事司法の各段階でソーシャル・ワーク的な視点から被疑者・被告人・受刑者のニーズを調査し、行刑当局や審判所との調整を行い、助言指導・勧告を含めた介入を行う。CSAAS は、ソーシャル・ワーカーや臨床心理士などの専門家によって運営されている。上記のような保護観察になった場合や自宅拘禁になった場合の地元のソーシャル・サービスとの連携調整もここが担当する。日本で言えば、家庭裁判所の調査官の機能を成人矯正に持たせていると分かりやすいかもしれない。重要なことは、この部署の職員のアイデンティティーは法執行官ではなく、あくまでもソーシャル・ワーカーである点にある。

CASSA という組織が存在することによって、刑事司法において社会福祉的な視点がいきなり、刑の執行段階において、人道的で更生に資する刑罰の執行という憲法の基本理念が担保されているともいえる。

ただし、イタリアでも財政難等から人員不足や予算不足があり、実際の実務においては、さまざまな問題を抱えていることも指摘しておかなくてはならない。特に、外国人については、様々な理由から代替刑が適用できず、刑務所に拘禁されるため、刑務所人口のかなりの割合を外国人受刑者が占めている。

Elderly offenders and offenders with mental health problems:
the response of the Italian penitentiary system

Angela Patrignani

&

Francesca Bosco

DRAFT

Table of contents

Introduction

Part I **The legal framework**

1. Foreword
2. Definitions
 - 2.1 Elderly offenders
 - 2.2 Offenders with mental health problems or disabilities
3. Alternatives to imprisonment under the Italian legislation
4. Suspension of the execution of the penalty in special circumstances
5. Security measures applicable to persons of unsound mind
6. Caring for persons with mental and psychiatric problems: the “Basaglia law”

Part II **Practical application of alternatives to imprisonment** **relevant to elderly and mentally ill offenders**

7. Execution of punishment and alternatives to imprisonment: how does the system work?
8. Data on execution of punishment and alternatives to imprisonment

Part II **Reference**

9. Bibliography
10. List of relevant resource persons

Introduction

“In order for the punishment not to be the violence of one or many against a private citizen, it has to be public, immediate, necessary, minimal as required by the circumstances, proportionate to the crime, foreseen by law” (Cesare Beccaria, Dei delitti e delle pene)

As early as 1763 Cesare Beccaria, enlightened philosopher and jurist, considered one of the fathers of the Italian penitentiary system, developed the theories on the function of the punishment to be administered to persons who had entered in conflict with the law. The work of Beccaria, which also inspired penitentiary and judicial reforms all across Europe, was based on two main philosophical concepts: a) social contract and b) utility. In his views, punishment is justified only to protect the social contract and to ensure that all members of the society abide to it. For Beccaria the purpose of punishment ought to be the creation of a better society: it must serve to deter and prevent the commission of crimes, rather than to seek revenge or wash blood with blood. In line with these ideas, Beccaria identifies in swiftness rather than severity the main feature that makes punishment efficient in its scope. The Italian criminal justice system has adhered to Beccaria's ideas since the eighteenth century and subsequently transposed into the 1948 Constitution.

In addition to the general principles of legality, non retro activity, certainty, proportionality, and humanity of the punishment, art. 27 of the Constitution enshrines the fundamental concepts of proportionality and of the educational function of punishment. Such two key ideas represent the fulcrum around which the whole Italian penitentiary system is built. This means, in practice, that the punishment for having committed a crime must not serve the purpose of favoring the interior regret of the offender, nor to prompt a moral or spiritual change which, in theory, can take place regardless of the type of penalty issued and of the environment in which punishment is served. The punishment must, according to the constitutional principles informing it, prepare the offender to its return to the community, thus preparing the conditions for its reintegration into the society with which it entered into contrast. The educational function of the punishment, therefore, is to be understood as a complex intervention aimed at reactivating the respect for the fundamental values of social life.

The purpose of this paper is to provide an overview of the response that the criminal justice system offers to special categories of offenders: elderly and those with mental health problems. The work is divided into three parts. The first provides an overview of the criminal and penitentiary legislation related to punishment, with particular emphases on the alternatives to imprisonment. The second part offers the reader the possibility to understand how, in practice, such measures are applied. Given the scope of the work, this part focuses on the alternatives available and applicable to elderly and persons with mental health problems. The category of people with diminished responsibility has not been examined, as it benefits of a different discipline. The third part contains reference to statistical data and provides the reader with details of resource persons to be contacted should there be an interested to deepen the analysis and understanding of the way the Italian justice and penitentiary systems work. Special attention has been devoted to the identification of all the various actors intervening in the complex process of the application of alternatives to imprisonment. In this respect, the text also briefly elaborates on the so called “Basaglia Law” (disciplining the treatment of persons with psychiatric problems) as an illustrative example of the approach of the whole system to the needs of people with mental problems.

以下略

弁 護 士 各 位

龍谷大学法科大学院教授 浜 井 浩 一

知的障害又は高齢被疑者・被告人の刑事弁護に関する調査のお願い

私は、厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（※）の研究分担者である、龍谷大学法科大学院の浜井と申します。

本研究の一環として、弁護士の皆様に、知的障害又は高齢被疑者の刑事弁護に関する御経験、御意見等について調査させていただきたく存じます。

御多用のところ誠に恐縮ですが、本研究の趣旨を御理解の上、御協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、本調査の実施につきましては、日本弁護士連合会事務局の了解を得ております。

（※）課題番号：H21-障害-一般-001，研究代表者：社会福祉法人南高愛隣
会理事長 田島良昭

【調査結果の処理】

本調査の回答結果は、コンピュータによる統計処理を行いますので、回答者個人が特定されることはありません。

【回答の方法】

選択肢が設定されている質問は、合致するものを1つ選び、その数字を右回答欄に御記入ください。記述式の質問は、欄内に自由に御記入ください。

【用語の定義】

ここでいう「知的障害」「高齢」は、次のように定義します。

「知的障害」：専門機関等による知能検査の結果で「知的障害」の診断がなされているもののほか、面接所見の結果、知的障害が予想された場合も含みます。なお、知的障害を伴わない精神障害（統合失調症、うつ病、覚せい剤精神病、人格障害など）は除きます。

「高齢」：65歳以上をさします。

【照会先】

本調査に対する質問等は、以下にお願いします。

龍谷大学矯正保護研究センター

京都市伏見区深草塚本町67（電話 075-645-2417）

担当：〇〇〇〇（E-mail： ）

I 知的障害被疑者・被告人に関する刑事弁護の経験

Q1 これまで、知的障害を有する被疑者・被告人の刑事弁護の経験はありますか。

- 0 一度もなし (→右欄回答の上, IIへ)
- 1 当番弁護のみあり
- 2 国選弁護のみあり
- 3 当番弁護・国選弁護ともにあり

Q1

(以下のQ2～Q7は、Q1で1～3を選択した方のみ回答。)

Q2 これまで、何回くらい担当されましたか。

Q2

約 回

Q3 担当された際、次の①～⑦の経験・感想を持ったことがありますか。

- ① どんな質問にも「はい」と言ってしまう。
0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ② 取調べ中に、事実でないことにも認める発言をした。
0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ③ 記憶があいまいであった。
0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ④ 将来の生活計画を述べるができなかった。
0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ⑤ 発言の内容に論理性がない。
0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ⑥ 行動にこだわりが強い。
0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ⑦ その他の経験・感想

Q3

①

Q3

②

Q3

③

Q3

④

Q3

⑤

Q3

⑥

Q3⑦

Q4 当該被疑者・被告人の弁護方針を立てる際に、次の①～⑤の点について、どの程度重視されましたか。

- ① 精神鑑定を求めること
- 1 非常に重視 2 やや重視
- 3 あまり重視していなかった

Q4

①

② 面接を通して、知的能力の程度を明らかにすること

- 1 非常に重視 2 やや重視
3 あまり重視していなかった

Q6

②

③ 本人がこれまで受けていた、福祉サービスを調査すること

- 1 非常に重視 2 やや重視
3 あまり重視していなかった

Q4

③

④ 釈放後に、福祉サービスが受けられるようにすること
(場所、生計の手段等)

- 1 非常に重視 2 やや重視
3 あまり重視していなかった

Q4

④

⑤ その他重視されたこと

Q4⑤

Q 5 当該被疑者・被告人について、被害弁償の状況はいかがでしたか。

- 1 完済したケースが多かった。
2 完済したケースは少なかった。
3 完済したケースはなかった。
4 非該当（被害が生じた例はなかった。）

Q5

Q 6 当該被告人の裁判結果についてお聞きします。

① 裁判結果に対する評価

- 1 予想していたよりも、重いケースが多かった。
2 予想通りのケースが多かった。
3 予想していたよりも、軽いケースが多かった。

Q6①

② 実刑であったものの件数

Q6②

約 件

③ 上記③のうち、何らかの手段・制度があったら、実刑を回避できたと思われるものの件数

Q6③

約 件

Q 7 担当された当該被疑者・被告人について今考えた場合、知的障害の程度を、どの程度認識できていたと思いますか。

- 1 おおむね認識 2 半分程度は認識していた
3 あまり認識していなかった

Q7

II 高齢被疑者に関する刑事弁護の経験

Q1 これまで、高齢の被疑者・被告人の刑事弁護の経験はありますか。

- 0 一度もなし (→右欄回答の上, IIへ)
 1 当番弁護のみあり
 2 国選弁護のみあり
 3 当番弁護・国選弁護ともにあり

Q1

(以下のQ2～Q7は、Q1で1～3を選択した方のみ回答。)

Q2 これまで、何回くらい担当されましたか。

Q2

約 回

Q3 担当された際、次の①～⑦の経験・感想を持ったことがありますか。

- ① 頼るべき親族や帰る場所がなかった。
 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ② 意思疎通が、非常に困難であった。
 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ③ 認知症の症状 (例えば、同じ話の反復, 記憶違い)
 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ④ 過去へのこだわりが強い。
 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ⑤ 将来の見通しが楽観的であった。
 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ⑥ 将来を悲観していた。
 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ⑦ その他の経験・感想

Q3

①

Q3

②

Q3

③

Q3

④

Q3

⑤

Q3

⑥

Q3⑦

Q4 当該被疑者・被告人の弁護方針を立てる際に、次の①～④の点について、どの程度重視されましたか。

- ① 面接を通して、認知症の程度を明らかにすること
 1 非常に重視 2 やや重視
 3 あまり重視していなかった
- ② 本人がこれまで受けていた、福祉サービスを調査すること
 1 非常に重視 2 やや重視
 3 あまり重視していなかった

Q4

①

Q4

②

③ 釈放後に、福祉サービスが受けられるようにすること
(場所、生計の手段等)

- 1 非常に重視 2 やや重視
3 あまり重視していなかった

Q4
③

④ その他重視されたこと

Q4④

Q 5 当該被疑者・被告人について、被害弁償の状況はいかがでしたか。

- 1 完済したケースが多かった。
2 完済したケースは少なかった。
3 完済したケースはなかった。
4 非該当（被害が生じた例はなかった。）

Q5

Q 6 当該被告人の裁判結果についてお聞きします。

① 裁判結果に対する評価

- 1 予想していたよりも、重いケースが多かった。
2 予想通りのケースが多かった。
3 予想していたよりも、軽いケースが多かった。

Q6①

② 実刑であったものの件数

Q6②
約 件

③ 上記③のうち、何らかの手段・制度があったら、実刑を回避できたと思われるものの件数

Q6③
約 件

III 知的障害又は高齢被疑者・被告人に関する刑事弁護の在り方

Q 1 今後、知的障害又は高齢被疑者・被告人に対する刑事弁護に関して、次の①～⑥の事項がどの程度必要であると思いますか。知的障害、高齢のそれぞれについてお答えください。

- 0 まったく必要とは思わない 1 あまり必要とは思わない
2 必要であると思う 3 非常に必要であると思う

(知的障害) (高齢)

① 専門弁護士の育成

Q1	Q1
①	①

② 判決前調査（に類似した）の導入

③ 弁護士に対する，知的障害者又は高齢者の
特性に関する知識，研修

④ 弁護士に対する，知的障害者又は高齢者の
福祉に関する知識，研修

⑤ 弁護士料の加算に関する制度整備

⑥ その他必要であると思うこと

Q1 ②	Q1 ②
Q1 ③	Q1 ③
Q1 ④	Q1 ④
Q1 ⑤	Q1 ⑤

Q1⑥

Q 2 今後，知的障害者又は高齢者に関して，社会・制度全般に関する要望を御記入ください。

Q2

【最後に，貴職についてお聞きします。】

- ① 年齢 歳 ② 性別 ③ 所属弁護士会 弁護士会
- ④ 弁護士経験 年 うち，刑事弁護経験 年
- ⑤ 1年間の担当件数 当番弁護 件 国選弁護 件

質問は以上です。御協力ありがとうございました。
本調査用紙を返信用封筒に入れて，送付してください。

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究（H21-障害-一般-001）

研究分担者：小林繁市（社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 太陽の園）

A. 研究目的

「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究（田島班）」を、厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）として平成 18 年度から 3 年間実施し、現状を明らかにすると共に、支援策について具体的な政策の提言を行なった。その動きはメディア等に大きく取り上げられ、関係者を中心に社会の強い関心を呼んだ。その影響もあり、政府は平成 21 年度より法務・厚生労働の両省を中心に、積極的な施策を開始することを検討するに至った。

しかし、この研究は「罪を犯した障害者」であるが、矯正施設の出所者に限定したものであった。それゆえ、更生保護事業と福祉の連携・連動がシステムとして提起された。この研究の中から、触法・被疑者となった高齢・障害者の問題が浮上してきた。すなわち、逮捕され明らかな犯罪事実が認められたが、不起訴処分や起訴猶予処分になった者及び執行猶予付判決になった高齢・障害者について、福祉的な支援の必要性が浮上してきたのである。

この「触法・被疑者」は、矯正施設に入所しないため、その特性に応じた矯正・教育がなされない。そのため、再犯に対しての効果的な予防策が不備である。そこに、福祉の役割が期待されるが、触法・被疑者の実情さえも把握さえしておらず、具体的な方策に至っては、明確に示される形では整理されていない。しかしながら、施設等の現場に於いては、しばしば直面する日常的な問題であり、早急に課題を分析し方策を明らかにする必要がある。

この部分に関しては、刑法による保安処分が粗上り上ることがあり、精神障害者に対しては医療観察法が制定され、具体的に施行されている。それらの制度との区別を明確にしながら、福祉的な対応が具体的に提起されなければならない。それは、地域の中における処遇を前提とするものである。そして、司法はもちろん、警察との連携も必要と考えられ、省庁を横断する情報の整理と対策が求められる。

この研究は、「触法・被疑者」の実態を明らかにすると共に、司法・警察両分野との連携を踏まえて、福祉サイドにおける支援策の枠組みを明らかにし、「提言」としてまとめるものである。

そのことを通じて、高齢・障害者の再犯を防ぐことに寄与する。この件については、わが国においては、未だ十分な研究がなされておらず、その意味では国際的状況

の調査を必要とすると考えられる。

B. 研究方法

平成 21 年度

- ・福祉施設における触法・被疑者（高齢・障害者）の実態
- ・触法・被疑者（高齢・障害者）の具体的取り組みの検討
- ・海外における触法・被疑者（高齢・障害者）への支援の現状

平成 22 年度

- ・各調査の検証
- ・課題の整理と対応の検討

平成 23 年度

- ・提言内容の整理

① 福祉施設における触法・被疑者の実態調査

- ・北海道の知的障がい者福祉施設における支援の実態調査
- ・救護施設における触法・被疑者（主に高齢者）に関する実態調査
- ・発達障がい者支援施設等における触法・被疑者への支援の実態調査

② 触法・被疑者への支援と体制整備に関する検討

- ・触法障がい者等への支援と体制整備に関する事例検討会
- ・北海道におけるモデル的支援体制整備に関するネットワーク検討会

③ 海外（デンマーク、スウェーデン、オーストラリア、フィンランド）における触法・被疑者への支援の現状調査

（倫理面への配慮）

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者（以下「関係者」という）に限って閲覧・分析可能とすること。